

輸出用化粧品の実明書の発給申請手続きの改正について

今般、日本化粧品工業連合会（以下「粧工連」という）が発給する輸出用化粧品の証明書（以下「証明書」という。）の発給申請手続きの一部を改正し、2020年7月1日以降になされる証明書の発給申請は下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

なお、今回の改正にあわせて、粧工連の証明書発給業務のホームページ（<http://www.jcia.org/user/business/export/>）を更新いたします。証明書の申請にあつては、更新されたホームページの内容をよくご確認いただき、ホームページに掲載された申請チェックリスト、よくある質問等を活用して、申請書類に不備がないよう、十分留意してください。

日本化粧品工業連合会 事務局

記

- 1 申請ごとに1枚の申請書（粧工連様式1）を提出してください。申請書の社印及び代表者印の押印は省略することができます。
- 2 英文の証明書（JCIA Form No. 2-1、2-2、3、4-1 及び 4-2）の専務理事姓名のローマ字表記は姓を全て大文字とし、名の最初の文字を大文字として、姓、名の順で記載してください（YAMAMOTO Junji）。
- 3 英文の証明書（JCIA Form No. 3、4-1 及び 4-2）について、証明品目数にかかわらず「product(s)」及び「is(are)」の選択は不要です。「manufactured(imported)」は従来どおり、該当するものを選択し、もう一方を削除してください。
- 4 1 申請ごとに誓約書（粧工連様式5）1 枚を添付してください。
- 5 従来、中国向け証明書（粧工連様式3 及び JCIA Form No. 3）の発給申請の際、追加書類として販売証明書、陳述書及び誓約書2 を添付していただいておりますが、添付していた陳述書及び誓約書2 の提出は不要です。追加書類として販売証明書（粧工連様式3 CN）のみ添付してください。
- 6 粧工連会員企業の発給申請では、許可証、製造販売届書等の写の添付は省略することができます。ただし、申請内容が不明確である等、特に申請内容の確認が必要なときには、許可証、製造販売届書等の写の提出をお願いすることがありますので、御承知おきください。
- 7 全ての輸出先国向けの英文の証明書には、専務理事の署名とともに粧工連印を押印します。粧工連印の押印が不要の場合は申請書の備考欄にその旨を記載してください。
- 8 今回の改正に伴い、粧工連様式を変更しています。粧工連ホームページから新しい粧工連様式をダウンロードして発給申請を行ってください。

化粧品証明書発給申請書

事 項	<input type="checkbox"/> 1. 製造販売業又は製造業に関する証明 (粧工連様式 2 - 1 又は 2 - 2) <input type="checkbox"/> 2. 製造 (輸入) 及び販売に関する証明 (粧工連様式 3) <input type="checkbox"/> 3. 製造 (輸入) に関する証明 (粧工連様式 4 - 1 又は 4 - 2)
品 目 (製 品) 名	
製 造 所 等 の 名 称	
製 造 所 等 の 所 在 地	
証 明 書 提 出 先 国 等 (部 数)	
備 考	

上記により、別添の証明書の発給を申請します。

令和 年 月 日

住所：(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名：(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

日本化粧品工業連合会証明書発給者 殿

証 明 書

日本化粧品工業連合会は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地))が日本国医薬品医療機器等法第12条第1項の規定により許可された化粧品製造販売業者であることを証明します。

製造販売業者名(又は主たる機能を有する事務所の名称)：

所在地：

許可番号：

令和 年 月 日

日本化粧品工業連合会
専務理事 山本 順二

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

6TH FL, METRO CITY KAMIYACHO, 1-5, TORANOMON 5-CHOME

MINATO-KU, TOKYO 105-0001 JAPAN

CERTIFICATE

We, Japan Cosmetic Industry Association, hereby certify that (Name of the Marketing Authorization Holder), (Address) is a cosmetic marketing authorization holder licensed in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 12 of the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Name of the Marketing Authorization Holder :
(or Name of the Office for General Marketing Manager)

Address :

Licence Number :

TOKYO, date

YAMAMOTO Junji
Senior Managing Director
JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

証 明 書

日本化粧品工業連合会は、(製造業者の氏名(法人にあっては名称))、(製造業者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地))が日本国医薬品医療機器等法第13条第1項の規定により許可された化粧品製造業者であることを証明します。

製造所の名称：

製造所の所在地：

許可番号：

令和 年 月 日

日本化粧品工業連合会
専務理事 山本 順二

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

6TH FL, METRO CITY KAMIYACHO, 1-5, TORANOMON 5-CHOME

MINATO-KU, TOKYO 105-0001 JAPAN

CERTIFICATE

We, Japan Cosmetic Industry Association, hereby certify that (Name of the Manufacturer), (Address) is a cosmetic manufacturer licensed in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 13 of the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Name of Manufacturing Site :

Address :

Licence Number :

TOKYO, date

YAMAMOTO Junji

Senior Managing Director

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

証 明 書

日本化粧品工業連合会は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造販売された下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)され、かつ、日本国内において販売することを認められているものであることを証明します。

製品名：

令和 年 月 日

日本化粧品工業連合会
専務理事 山本 順二

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

6TH FL, METRO CITY KAMIYACHO, 1-5, TORANOMON 5-CHOME

MINATO-KU, TOKYO 105-0001 JAPAN

CERTIFICATE

We, Japan Cosmetic Industry Association, hereby certify that the following cosmetic product(s) marketed by (Name of the Marketing Authorization Holder), (Address) is(are) manufactured(imported) subject to the supervision of the Ministry of Health, Labour and Welfare as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan and is(are) allowed to be sold in Japan.

Product(s) :

TOKYO, date

YAMAMOTO Junji

Senior Managing Director

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

証 明 書

日本化粧品工業連合会は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって輸出される下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)されているものであることを証明します。

製品名：

令和 年 月 日

日本化粧品工業連合会
専務理事 山本 順二

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

6TH FL, METRO CITY KAMIYACHO, 1-5, TORANOMON 5-CHOME

MINATO-KU, TOKYO 105-0001 JAPAN

CERTIFICATE

We, Japan Cosmetic Industry Association, hereby certify that the following cosmetic product(s) exported by (Name of the Marketing Authorization Holder), (Address) is(are) manufactured(imported) subject to the supervision of the Ministry of Health, Labour and Welfare as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Product(s) :

TOKYO, date

YAMAMOTO Junji

Senior Managing Director

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

証 明 書

日本化粧品工業連合会は、(製造業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造(輸入)された下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)されているものであることを証明します。

製品名：

令和 年 月 日

日本化粧品工業連合会
専務理事 山本 順二

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

6TH FL, METRO CITY KAMIYACHO, 1-5, TORANOMON 5-CHOME

MINATO-KU, TOKYO 105-0001 JAPAN

CERTIFICATE

We, Japan Cosmetic Industry Association, hereby certify that the following cosmetic product(s) manufactured(imported) by (Name of the Manufacturer), (Address) is(are) subject to the supervision of the Ministry of Health, Labour and Welfare as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Product(s) :

TOKYO, date

YAMAMOTO Junji

Senior Managing Director

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

誓 約 書

令和〇年〇月〇日付で発給申請した輸出用化粧品の証明書の内容は全て真実であり、かつ、許可証及び届書の記載事項を正確に反映していること、また、当該証明書の発給に伴う相談、苦情、訴訟、損害賠償等については、日本化粧品工業連合会には一切責任がないことを確認し、輸出先国内及び日本国内におけるこれら一切の処理を申請会社が責任をもって行うことを誓約します。

令和 年 月 日

住所：(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名：(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

日本化粧品工業連合会証明書発給者 殿

証 明 書

日本化粧品工業連合会は、下記化粧品が日本国内において既に販売されていることを証明します。

会社名：(法人にあつては、名称)

住 所：(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

製品名：

令和 年 月 日

日本化粧品工業連合会
専務理事 山本 順二